



第10章

計画の推進体制と進行管理

1	計画の推進体制	130
2	計画の進行管理	131



第10章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、札幌市、医療提供者、関係団体及び市民が、本計画に掲げた基本理念「市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立」のもとに、それぞれの役割について理解し、主体的に、また、協働して取り組むことが重要です。

本計画を推進するため、それぞれに期待される役割を次のとおりとします。

(1) 行政(札幌市)

医療提供者や関係団体などとの連携により、良質で切れ目のない医療を効率的、継続的に提供できる体制を整備し、地域医療の確保に係る施策の推進を図ります。

また、医療機能等に関する情報を収集・整理し、医療提供者、関係団体、市民に提供することなどにより、相互理解を推進します。

併せて、疾病予防、早期発見に係る事業の実施や普及啓発を通して、市民の健康力・予防力の向上を推進します。

(2) 医療提供者

医療機関は、地域の医療ニーズを踏まえ、自らの医療機能や地域医療に果たす役割を明確にし、他の医療機関や介護施設などと連携して適切な医療サービスを継続的に提供します。

また、医療従事者は、それぞれの専門性を発揮しながら自らの役割を果たすとともに、多職種との連携によるチーム医療を推進します。

(3) 関係団体

札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会をはじめとする関係団体は、医療提供者、行政など関係者とともに、良質で切れ目のない医療を効率的、継続的に提供できる体制の整備に努めるとともに、市民に対し保健・医療に関する情報提供や普及啓発を行います。

(4) 市民

自らの健康力・予防力の向上及び医療提供者との円滑なコミュニケーションに努めるとともに、医療を受ける当事者として、地域の医療体制についての理解を深め、疾病や状態に応じた適切な受診に努めます。

2 計画の進行管理

(1) 進行管理の方法

本計画を着実に推進するため、計画の進捗状況などについて、関係団体や専門家等による定期的な確認を行います。

また、社会情勢の変化、法律や制度の改正、新たな課題等に対応するため、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 計画の評価

5疾病、4事業(救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療)及び在宅医療について設定した指標により、計画の評価を行います。

項目	指標	初期値	目標値 (2023年度)
○5疾病	毎年健康診断を受ける市民の割合	58% (2016.7)	70%
	かかりつけ医を決めている市民の割合	62% (2016.7)	70%
○救急医療	救急告示参画医療機関数	52 か所 (2017.7)	52 か所 (維持)
	救急安心センター相談件数	46,106件 (2016年度)	60,000 件
○災害医療	災害時基幹病院における業務継続計画の策定割合	25% (2016.12)	100%
	訓練に参加する医療機関数	—	10 か所
○周産期医療	産婦人科二次・三次救急医療体制参画医療機関数	11 か所 (2017.7)	11 か所 (維持)
	夜間におけるNICU空床確保率	100% (2016年度)	100%
○小児医療	二次救急医療機関制度参画医療機関数 (小児科)	11 か所 (2017.7)	11 か所 (維持)
○在宅医療	在宅看取りを実施する医療機関の割合	病院：2.0% 一般診療所：2.5% (2014.10)	病院：5.6% 一般診療所：4.3%
	訪問診療を提供する医療機関の割合	病院：23.4% 一般診療所：12.7% 歯科診療所：11.4% (2014.10)	病院：31.7% 一般診療所：20.5% 歯科診療所：13.8%

